

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後2時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年2月大治町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番吉原経夫議員、12番下方繁孝議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議会運営委員会は本日開会し、令和3年2月臨時会の日程を本日1日限りと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第2号令和2年度大治町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第2号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3003万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億8228万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。令和3年2月19日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するために必要な体制を確保するための経費として2億3312万円を計上し、財源として国庫支出金を充てるものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策を推進する町内の医療機関に対する協力金として1000万円を計上し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の一部完了に伴い、事業費の減額及び交付金の充当による財源更生をするものでございます。

今回の補正により生じました剰余一般財源2454万6000円について、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

5番若山です。16ページ、新型コロナワクチン接種事業費が計上されておりますが、先ほど議案説明で多々いろいろ教えていただいたんですが、1点、申し込み方法ですね。

これは通知が届いて、ウェブや電話で申し込みをして結果が届くんですが、曜日とか時間とかそういうある程度の指定というのはできるのでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

申し込みにつきましてでございます。まず高齢者の方を対象としまして電話による受け付けを考えております。その他の方につきましてはインターネットによるウェブ申し込みにより対応を考えていきたいと思っております。その中で申し込みについてはまだ確定したものがございませんが、今のところは本人さんの申し込みを受ける段階でそういった日程も調整できると非常にいいだろうということで考えております。これは国の方がまだ正式な実施方法がうたわれておりませんので、我々も国が示した状況の中で速やかに対応していきたいと思っておりますので、いましばらく受け付け方法については、こちらの方も調整していきたいと思っております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

それでは、ある程度は希望が通る感じでよろしいんですね。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

申し込みにつきましては、例えば65歳以上の方を対象に最初に郵送をかけます。しかしながら、7,000人の方が全て発送してコールセンターで電話を受けるというのが非常に難しい状況かと思っております。その辺も段階的なことも考えながら受け付けはしていきたいと思っておりますが、どのような形になるか今現在ははっきりと申し上げられないのが非常に私どもも苦慮しておるところでございますので、決定次第、速やかに皆様にわかりやすい周知方法を検討していきたいと思っております。

○議長（横井良隆君）

他に。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

それでワクチンの供給量が現状把握できてないですよ、確定していませんよね。そ

れで接種期間というのはいつごろまで可能なのか。どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

これも国の方の指示がございます。現在、16日に国の方から指示がございまして来年の2月28日までが接種期間とするということがございました。本町におきましては4月から高齢者の方に対して接種を行って、まずは速やかに半年の9月までにおおむね63%の方を接種していきたいと。当然その申し込みの状況に、あるいは供給の状況にもよりますので恐らくその後も接種することが必要になろうと思っております。できるだけ速やかな体制を整えるように整備していきたいなと思っております。

○議長（横井良隆君）

他に。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

ちょっと繰り返します。16ページ、下の方の役務費の診療所開設許可申請手数料2万円の分です。これ先ほどの説明でスポーツセンターの方を使われるということだったんですが、こちらの方は1回申請すれば、もうあとずっと使えるものなんですか。例えば何年たとうがといたしますか。逆にちょっと今回おさまって、また次回使おうかというときはもう1回申請するものなんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

開設許可には届け出が必要となりますので、まず一旦届け出はさせていただきます。それから使用状況によって使用しないということが判明した時点で、また廃止等の届け出が必要になると思いますので、そういった手続を踏まえて進めたいと思います。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

今のところスポーツセンターをというところですが、もし仮にふえていった場合で、ほかの施設も使おうとした場合も同じように申請を出していくということになりますね、という考えでいいですか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

今のところの想定ですが、基本的にはスポーツセンターそれから保健センター、この2カ所の想定でいけるのではないかと考えておりますので、その2カ所に対応できればというふうに考えております。

○議長（横井良隆君）

他に。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。同じく16ページなんですけど、12の委託料の中でさっきちょっと私、先ほど説明を聞き忘れちゃったけれど、この委託料はわかるんですが審査支払手数料45万上がっておりますが、先ほどの説明では大治町以外で接種をされた方はそうだよという証明をされるのか。医療関係、福祉関係の方が結構勤めてみえる方が多いと思いますが、そういうふうな審査をされるんですか。この審査という意味はどういう意味なんですかね。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

これは個人の方が接種を受けた場合の話になりますが、まず町内ですと町内の医療機関から直接大治町に対して費用の請求がまいります。ただ町外で受けた場合は町外の医療機関においては国民健康保険団体連合会を通じて大治町に請求が届くとこんなようなシステムになりますので、国民健康保険団体連合会の審査手数料ということになります。

以上です。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員、どうぞ。

○8番（林 哲秀君）

そうすると国が費用を持つんですが、もうやったよという部分でどこが費用を持つかという部分の請求するための審査ということですね。それでいいですか、理解は。はい、わかりました。いいです。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君です。ちょっと多々質問させていただきます。

先ほど郵送で接種の通知の案内を送ると。段階的に送ることも考えているという話でございます。これ前ですね、また違う案件ですが10万円給付のときはやっぱり一緒に送ったと。町内一斉に送ったという経緯がございます。順番に送ったような市町村もありますが、今回はお金ではなくて命にかかわることなのでそれで段階的に送っていいのかと。やっぱり早急に一斉に送らなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の考えはどうかということです。

2点目は歳入についてでございます。8ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2091万円でございますが、これは国の第2次補正予算などで確定して、以前の議会で歳出することが決まっている財源を変えるためのものでございます。まだまだ途中ではございますが、国からの臨時交付金、大治町として最大限どれぐらいもらえるかというのは決まっているものでございますが、それに対する執行率はどれぐらいいくのか。やはり100%を望みたいのでそこら辺のわかっている範囲でお答えを願いたいと思います。

次に歳出についてでございます。16ページ、新型コロナウイルス感染症対策推進医療機関協力金1000万円でございます。これ町内医療機関ということで認識をするものでございますが、町内医療機関全部に支給するのかと、何件に支給するのかということで1000万って非常に切りのいい金額でございます。1件当たり幾らと決まっていって1000万と積み上げたのか。もともと1000万ということで分けていくのか。そこら辺を説明お願いい

たします。

次に、予防接種健康被害調査委員会委員謝礼でございます。これは予防接種の副反応が起きたときの調査委員会とお聞きしました。これ非常に大切なものなのですが、委員会をつくるにはそういう要綱もできていないといけない。要綱が当然できていると思いますが、そこの中で委員は何名、どのような方が委員になるのかということをお聞かせ願います。

あと集団接種会場管理者謝礼14万7000円でございます。集団接種会場、スポーツセンター、保健センターでスポーツセンターは医療機関でないのでお医者さんがいないと。保健センターはお医者さんがいます。常駐ではないですが。ですから、保健センターには管理者謝礼はいらないと思うんですがそこら辺と、スポーツセンターの管理者と保健センターの管理者は違うのか、一緒なのか。また、保健センターはわかるんですが、スポーツセンターは新たに管理者としてどのような業務があるのかということをお聞きしたいと思います。最後に個別接種委託料でございます。6634万2000円でございます。集団接種は費用も出ている。個別接種の費用も出ていますが、あと施設接種、高齢者施設3施設で接種する。また往診接種、御自宅に訪問して接種する、そこら辺の費用がここに入っているのか、また別個なのか。以上、お願いいたします。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

まず個別通知の段階的な発送についてでございます。これは全て国の方で決められたルールにのって行ってまいりますので、本町においても従っていくという考えでございます。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野克哉君）

臨時交付金の執行率につきましてですが、限度額が本町において3億2000万弱程度が示されておりますが、計画上はそれを上回るような計画を今提出しております。執行率につきましては、事業がまだ半ばでございますのでどの程度かというのは今はお答えを差し控えたいと思っております。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

それでは16ページでございます。新型コロナウイルス感染症対策推進医療機関協力金でございます。こちらにつきましては町内で11の医療機関がございます。その中で10の医療機関に対して今回協力金を支払うということを考えております。中身につきましては、当初発熱があった場合については保健所の対応でしたが、国の方で変更されまして現在ではかかりつけ医で発熱外来を設置してPCR検査を行うということになってございます。そのため負担の方が非常に増しております。

それからPCR検査実施医療機関につきましては、現在、県の方で実施機関の公表がされております。町内9医療機関については公表されておりましたが、1つの医療機関については名前が公表されておると。その中で非常に現場についても大変忙しいような大変な状況が続いております。そういったことを考慮したこと。それからまた非常事態宣言がこれまでに2回発令をされまして、医療現場においても相当な負担が生じるということから、今回大治町におきましては医療機関に対して協力金を支給するというところでございます。

それから予防接種健康被害調査委員会委員謝礼でございます。こちらにつきましては、大治町の予防接種健康被害調査委員会規則に基づいて実施するものでございます。対象となるメンバーにつきましては4人おりますが、海部医師会の会員1名、それから学識経験者1名、それから保健所所長、それから保健センター所長、以上の4名で対応するというものでございます。

それから集団接種会場管理者謝礼でございます。今回スポーツセンターにおきましては診療所となりますので新たな責任者、これは医師に限るとなっておりますので医師1名の設置が必要でございます。保健センターにつきましては、例年毎年の予算でも計上させていただいておりますように、管理者として医師1名を配置してございます。医師につきましては2つの診療所まで管理するというところでございますので、今回別々の方に管理をお願いするということになります。当然、業務につきましては、その診療所の管理、進行に当たって責任者として業務を行っていただくというものでございます。

高齢者の施設接種、往診接種につきましては、ワクチンの方については本町より配送をするということになります。接種費用につきましては、往診の先生によりましてその往診する先生が例えば名古屋市の場合ですと名古屋市の方からの請求になるということになります。名古屋市の市を通して大治町に請求が来る。ですので国保連を通して来るということになります。以上でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。



○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

いろいろ御回答ありがとうございました。まず、接種の通知ですね。国で決められたルールということで国が一度ではなくて段階的に混乱しないように送れという通知を出していれば、それに従っていただきたいと思います。

また、8ページの歳入の臨時交付金の執行率についてですが、当然、今全ての事業が終わっているわけじゃないので全ての事業が終わり次第、また御報告をお願いしたいと思います。

あと16ページ、歳出の点でございます。医療機関協力金1000万円です。10医療機関に支給する。11医療機関があつて1つの医療機関のところは発熱外来を持たなくてPCR検査をしないということで、それ以外10医療機関、ちょっと金額は言われていないですが100万円ずつ支給されるのかなと思います、その点間違いないのかと。

あと予防接種健康被害調査委員会委員。ちょっと私も初めてお聞きしましたが、これはもともとあつた委員会のように、だから要綱ももともとあるし委員ももともとみえるということで、ただ委員会を開いたときに謝礼が必要になるということは理解ができました。

あと集団接種会場管理者謝礼ですね。管理者、お医者さんで管理者になるのは2つの診療所に限られるということで保健センターの管理者の方は自分のところと2つ目だから3つ目はできないから新たにもう1人違う方をお願いするということで理解できました。

最後、個別接種委託料でそこでちょっと聞けなかったというか、回答が若干わかりにくかつたんですが、施設接種、往診接種でこの費用はとにかく個別接種委託料の中に入っているのか、違うところ、どこに費目として上がっているんでしょうか。以上です。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

初めに医療機関の協力金でございます。10の医療機関がございしますが、やはりそれぞれ業務に当たる内容等が違ってまいりますので一律ということではございません。その状況に応じて支払っていきたいと考えております。

それから個別接種委託料の施設接種と往診については、こちらの個別接種委託料、この中での支払いとなりますのでお願いします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

県の方から大治町にディープフリーザー3台入ってくると伺っているんですが、1台はスポーツセンターに置かれると。1台は役場管理されるのかなと思うんですが、個別接種に対してワクチンを運搬するか配送するか。それについての経費は上がっておりませんが、運搬会社を利用するのか、その辺まで決まっておりますでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

ワクチンの配送につきましては、今のところ職員の方で対応するというふうに考えております。これは非常にワクチンが大事なものになってきますので、職員の目によってきちんと管理をする中で各医療機関に届けるほうがいいだろうということで、今回は予算には上がっていません。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じます。

これで令和3年2月大治町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 吉 原 経 夫

署名議員 下 方 繁 孝